

## 高知県版図柄入りナンバープレートの画像利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別紙「高知県版図柄入りナンバープレートの画像」(以下「画像」という。)の利用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(利用許諾申請及び利用許諾)

第2条 画像を利用しようとする者は、この要綱を遵守することを前提に、あらかじめ高知県知事(以下「知事」という。)に「高知県図柄入りナンバープレート画像利用許諾申請書」(第1号様式。以下「申請書」という。)を提出し、許諾を受けなければならない。

2 知事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し「高知県版図柄入りナンバープレート画像利用許諾書」(第2号様式。以下「利用許諾書」という。)又は「高知県版図柄入りナンバープレート画像利用不許諾書」(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により許諾する場合において、利用に係る許諾条件(以下「許諾条件」という。)を付することができる。

(申請書の添付資料)

第3条 申請書には、画像を使用しようとする商品等の見本(以下「見本」という。)を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、画像を利用する商品等が確認できる写真等の添付によることができる。

(利用許諾の期間)

第4条 画像の利用許諾の期間は、利用を許諾した日からその日が属する年度の末日までとする。

(利用許諾の制限)

第5条 知事は、申請内容が次のいずれかに該当する場合は、画像の利用を許諾しないものとする。

- (1) 画像の縦横の比率が変わるなど形状、図柄、色等が変形しているとき。
- (2) 公序良俗に反するとき。
- (3) 高知県の信用やイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (4) 宗教的行事、政治活動等に利用するとき。
- (5) 別表に掲げるいずれかに該当するとき。
- (6) その他画像の利用が適当でないとき。

2 画像の利用が次のいずれかに該当する場合には、「高知県版図柄入りナンバープレート」であることを明示しなければならない。

- (1) 商品（販売を目的として製造する品物（パッケージを含む）又はそれに準ずるもの）に利用するとき。
- (2) 景品（商品等の販売促進を目的とした品物（パッケージを含む。）又はそれに準ずるもの）に利用するとき。
- (3) 広告（商品、事業等の情報を広く宣伝するもの）に利用するとき。
- (4) その他知事が認めるとき。

（利用責任）

第6条 知事から利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、画像を利用した商品等の瑕疵等により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全責任を負うものとし、高知県に迷惑を及ぼしてはならない。

2 利用者は、画像の利用により高知県に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無にかかわらずこれによって生じた損害を高知県に賠償しなければならない。

（第三者に関する権利侵害）

第7条 利用者は、画像の利用により第三者の権利を侵害するに至った場合は、これに対する全責任を負うものとし、高知県はその侵害についての一切の責を負わないものとする。

（利用許諾の変更）

第8条 利用者は、許諾事項に変更が生じる時は、「高知県版図柄入りナンバープレート利用許諾変更申請書」（第4号様式）と利用許諾書の写しを知事に提出し、改めて変更後の利用許諾を受けなければならない。

2 第3条の規定は、前項に規定する利用許諾の変更申請に準用するものとする。

（利用許諾の取消の届出）

第9条 利用者は、画像の利用を終了するときは「高知県図柄入りナンバープレート画像利用許諾取消届」（第5号様式）と利用許諾書の写し（変更があったときは変更後のもの）を知事に提出しなければならない。

（利用許諾の取消事由）

第10条 知事は利用者が次のいずれかに該当した場合は、当該許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱または許諾条件に違反したとき。

- (2) 申請内容と異なる画像の利用をしたとき。
  - (3) 第5条第1項各号のいずれかに該当して画像を利用したとき。
  - (4) 次条の調査に応じないとき。
- 2 前項の規定による利用許諾の取消による利用者の損失については、知事はその一切の責めを負わないものとする。

(利用状況の調査)

第11条 知事は、利用を許諾した画像の利用状況について調査をすることができる。  
この場合、利用者は知事から調査の通知を受けた場合は、画像の利用状況について知事に報告しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第12条 知事は、画像の利用の許諾等にあたり取得した申請者の個人情報を、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）により、適正に取り扱わなければならない。

(利用料)

第13条 画像の利用料は、無料とする。

(目的外利用、権利譲渡及び商標登録等の禁止)

第14条 利用者は、第2条の許諾を受けた事項以外の目的に画像を利用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

- 2 画像に関しては、国内外を問わず商標、意匠等の登録出願はできない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。

別表（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(第1号様式)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所 〒

氏 名 印

生年月日 ( 年 月 日)

担当者名

電話番号

### 高知県版図柄入りナンバープレート画像利用許諾申請書

高知県版図柄入りナンバープレートの画像の利用について下記のとおり申請します。

記

画像を利用する商品等の名称と数量	
利用目的	
利用期間	年 月 日～ 年 月 日
備 考	

※画像を利用する商品等の見本等を添付してください。

※デザインは、一切の変形を認めません。

※商品に利用する場合は、商標登録等の確認をしたうえで申請をしてください。

(第2号様式)

高知県版図柄入りナンバープレート画像利用許諾書

利用者の住所 および氏名	
利用目的	
画像を利用する 商品等の名称と数量	
利用期間	年 月 日～ 年 月 日
利用許諾番号	
備 考	
許諾条件	

上記のとおり利用を許諾します。

年 月 日

高知県知事

印

(第3号様式)

高知県版図柄入りナンバープレート画像利用不許諾書

利用者の住所 および氏名	
利用目的	
画像を利用する 商品等の名称と数量	
利用期間	年 月 日～ 年 月 日
利用を許諾 しない理由	

上記のとおり利用を不許諾とします。

年 月 日

高知県知事

印

(第4号様式)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所 〒

氏 名 印

担当者名

電話番号

### 高知県版図柄入りナンバープレート画像利用許諾変更申請書

利用許諾を受けた事項について下記のとおり変更したいので、申請します。

記

利用許諾番号	
利用許諾を受けた商品等	
変更事項	
変更の理由	
備 考	

※利用許諾書の写し(変更があったときは変更後のもの)及び変更後の商品の見本等を添付してください。



(第5号様式)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所 〒

氏 名 印

担当者名

電話番号

### 高知県版図柄入りナンバープレート画像利用許諾取消届

利用許諾を受けた事項について下記により利用を終了しますので届け出ます。

記

利用許諾番号	
利用許諾を受けた商品等	
利用終了日	年 月 日
利用中止の理由	
備考	

※利用許諾書の写し（変更があったときは変更後のもの）を添付してください。

(別紙) 高知県版図柄入りナンバープレート画像

	寄付金あり	寄付金なし
登録自動車 (自家用)		
登録自動車 (事業用)		
軽自動車 (自家用)		